

海上自衛隊徳島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県板野郡松茂町	住吉字住吉開拓三十八番地
対象防衛関係施設の区域	徳島県板野郡松茂町	笹木野八北開拓、住吉住吉開拓、豊岡豊岡開拓、豊岡山ノ手、豊久朝日野、豊久豊久開拓及び満穂満穂開拓（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県徳島市	川内町加賀須野（次の図面に示す部分に限る。）
	徳島県鳴門市	大津町徳長川向中ノ越、大津町徳長川向西ノ越、大津町矢倉西開、大津町矢倉中の越、大津町矢倉西の越、大津町矢倉東の越及び里浦町里浦恵美寿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	徳島県板野郡松茂町	笹木野北上、笹木野北前、笹木野灘、笹木野八上、笹木野八北開拓、笹木野八下、笹木野八山開拓、笹木野山上、笹木野山下、笹木野山東、笹木野山南、住吉住吉開拓、豊岡芦田鶴（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡鴨洲、豊岡小金洲（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡豊岡開拓、豊岡山ノ手、豊中豊年、豊久朝日野、豊久豊久開拓（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来稲本（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来蔵野（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来群恵、中喜来堤外、中喜来福有、中喜来福有開拓（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東一番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東五番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東七番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東六番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来宮前五番越（次の図面に示す部分に限る。）、広島一番越、広島北川向三ノ越（次の図面に示す部分に限る。）、広島北川向二ノ越（次の図面に示す部分に限る。）、広島北川向四ノ越、広島北ハリ（次の図面に示す部分に限る。）、広島鞆ノ先、広島小喜来、広島三番越、広島中ハリ、広島二番越、広島浜ノ須（次の図面に示す部分に限る。）、広島東裏、広島南ハリ（次の図面に示す部分に限る。）、広島四番越及び満穂満穂開拓
	次に掲げる点を順次結んだ	一 北緯三十四度八分三十六秒、東経百三十四度三十六分二十八秒の点

	線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二 北緯三十四度八分二十一秒、東経百三十四度三十七分五十四秒の点 三 北緯三十四度七分五十三秒、東経百三十四度三十八分十秒の点 四 北緯三十四度七分十七秒、東経百三十四度三十七分五十八秒の点 五 北緯三十四度七分五秒、東経百三十四度三十七分二十二秒の点 六 北緯三十四度七分十一秒、東経百三十四度三十六分十九秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊徳島航空基地周辺地域 (徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

